

奨学のための給付金に係る提出書類一覧

②、③、④番は市町村役所にて取得してください。それ以外の様式は本校事務室にて受け取りください。

提出前に□に✓をつけ、提出漏れがないか確認してください。

- ① ☐ 高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式1)
- ② ☐ 生活保護受給世帯のみ、生徒本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)
※福祉事務所の押印が必要です。(生活保護証明書で生徒本人が生業扶助を受けているか確認できる場合は、生活保護証明書でも可)
※証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること。
- ③ ☐ 親権者全員分の全項目記載の令和8年度所得課税証明書(生活保護受給世帯は不要)
※専業主婦等で収入が無い場合でも提出が必要です。
※今回より非課税証明書は不可です。
- ④ ☐ 生徒の国籍を確認できる書類(日本国籍:生徒の戸籍抄本又は戸籍謄本、外国籍:生徒の在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し)
※今年度1学年対象の給付金(一部給付)を受給した方は省略可。(就学支援金受給者ではありません)
- ⑤ ☐ 扶養誓約書(様式3) ※親権者以外の者による申請の場合のみ提出。
- ⑥ ☐ 債権・債務者登録申出書及び振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかるもの)
※今年度1学年対象の給付金(一部給付)を受給した方で、振込口座に変更がない場合は省略可。
- ⑦ ☐ 依頼書 ※申請者以外の口座へ振込む場合のみ提出。
- ⑧ ☐ 委任状 ※学校取扱金未納者のみ提出。(様式6)

□ 家計急変世帯については、一度本校事務室へご連絡の上、下記⑨～⑪についてもご提出ください。

- ⑨ ☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑩ ☐ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(全項目が記載されている)所得課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細書、直近の給与明細書(家計急変後)
給与・所得見込証明書(家計急変後)
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)
- ⑪ ☐ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養誓約書(様式3)、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書(全項目証明書)のいずれか